平成２４年（フ）第３３５号
山梨県甲斐市上福沢534番地１
債務者　小林　　守
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８６号
長野県諏訪市大字中洲1467番地１
債務者　伊藤　和雄
１　決定年月日時　平成24年10月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第６２号
長野県下伊那郡松川町元大島2715番地103
債務者　伊丹　定子
１　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第８３号
三重県伊賀市緑ケ丘東町851番地の26、前住所三重県伊賀市西明寺2785番地の６
債務者　尾上　明子（旧姓三谷）
１　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第８４号
三重県名張市百合が丘東８番町236番地、前住所三重県名張市つつじが丘南７番町58番地
債務者　小池　哲夫
１　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第３６１９号
大阪府枚方市宮之阪３丁目31番５号
債務者　山本設備こと　山本　昌晴
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７５１号
大阪市此花区伝法２－４－33、住民票上の住所埼玉県朝霞市栄町３丁目１番25号　クレセール朝霞101
債務者　土田　康裕
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９５９号
大阪府四條畷市清滝新町10番401号
債務者　佐藤　静夫
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９７４号
大阪市平野区平野南２丁目９番６号
債務者　小笠原達哉
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５００９号
大阪府守口市金田町３丁目35番20号
債務者　青木百合子
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１２７号
大阪府守口市南寺方東通５丁目26番16―410号
債務者　前田　秀樹
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１８７号
大阪市旭区清水２丁目４番11―214号、前住所大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　八塔　　亮
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１９１号
大阪府枚方市出口３丁目１番９号
債務者　西村　健一
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２２１号
大阪府茨木市宿久庄２丁目10番２号　ＴＯＬＬエキスプレス株式会社大阪支店301号
債務者　能木　孝次
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２２７号
大阪府吹田市山田西４丁目６番１―822号
債務者　道上　清敏
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２７０号
大阪府東大阪市下小阪１丁目12番14号
債務者　川東　節子
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２７２号
大阪府吹田市千里山西６丁目25番１号
債務者　杉本　高晃
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３６２号
大阪市天王寺区玉造元町13番20号、前住所大阪市東成区東小橋１丁目17番10号
債務者　近藤　裕治
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部